

広報 なよろ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面している方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税などの世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

給付額：1世帯あたり10万円

① 住民税非課税世帯

- 対象世帯 令和3年12月10日において、名寄市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- 手続方法 名寄市から対象と思われる世帯主の方へ、受給意思を確認するための「確認書」を送付します（2月上旬予定）。
確認書に必要事項を記入し、同封している返信用封筒に入れて郵送してください（給付時期は3月以降を予定）。

※令和3年1月2日以降に転入された場合
令和3年度住民税均等割非課税であることを前住所地に照会します。確認でき次第、「確認書」を送付します。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯 (家計急変世帯)

- 対象世帯
 - i) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯
 - ii) ①以外で、申請時に名寄市に住民登録があり、令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯
- 手続方法 給付金を受け取るには申請が必要となりますが、スケジュールや申請方法などの詳細については、広報なよろ3月号やホームページでお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

※①と②共通の注意事項
住民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外です。

【例】：親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯、
子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税) など

●給付金をよそおった詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

- ・「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」などの搾取にご注意ください。
- ・市役所や市の職員が給付金の給付のために、電話や訪問して手数料の振り込みなどを求めることは絶対にありません。

◇問い合わせ
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業担当（名寄庁舎1階）
☎01654③2111（内線3198、3199）

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金のご案内

..... 2

きらめくまちビト

..... 3

健康ガイド

..... 4-5

なよろの除雪

..... 6-7

申告相談が始まります

..... 8-10

「エコひまちゃん」通信

..... 11

森のものがたり

..... 12

消費生活センター通信

..... 13

いますぐできる家庭での省エネ

..... 13

健やかな成長を願って

..... 14

もっと！もち米プロジェクト

..... 14

総合計画ワークショップ

..... 15

天塩川だより

..... 15

男女共同参画社会の実現をめざして

..... 16

なよろっぴい家づくりの会

..... 16

施設のお知らせ

..... 17-20

暮らしのお知らせ

..... 21-25